



鳥取県公報

平成14年 4月19日(金)
第 7 3 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	包括外部監査契約の締結 (256) (総務課) 1
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (257・258) (耕地課) 2
	公共測量の実施 (259) (管理課) 4
	開発行為に関する工事の完了 (2件) (260・261) (都市計画課) 4
公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況 (県民室) 5
調達公告	落札者の決定 (3件) (管財課) 6
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 7

告 示

鳥取県告示第256号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成14年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 契約の相手方 住所 米子市皆生新田三丁目14 - 7
氏名 安 田 壽 朗
- 2 契約の期間の始期 平成14年 4月 1日
- 3 契約の金額 2,000万円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額
- 4 契約金額の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第257号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 設 男 八頭郡八東町大字北山222
" 西 山 征 三 八頭郡八東町大字北山390
" 川 尻 晋 八頭郡八東町大字志谷661
" 植 田 重 政 八頭郡八東町大字志谷780
" 山 根 隆 司 八頭郡八東町大字志谷743
" 森 田 一 夫 八頭郡八東町大字中292
" 坂 本 泉 八頭郡八東町大字中286
" 藤 田 好 弘 八頭郡八東町大字中71 - 2
" 山 根 弘 己 八頭郡八東町大字用呂752
" 大 平 実 八頭郡八東町大字用呂422
" 大 平 安 雄 八頭郡八東町大字用呂1049
" 大 村 寛 昌 八頭郡八東町大字富枝460
" 大 村 益 康 八頭郡八東町大字富枝17
" 山 根 隆 信 八頭郡八東町大字富枝127
" 矢 部 登 貴 平 八頭郡八東町大字用呂1256
監事 藤 田 福 男 八頭郡八東町大字中277
" 徳 田 幸 親 八頭郡八東町大字用呂1253
" 山 根 進 八頭郡八東町大字富枝118
平成14年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 設 男 八頭郡八東町大字北山222
" 西 山 征 三 八頭郡八東町大字北山390
" 大 村 寛 昌 八頭郡八東町大字富枝460
" 大 村 益 康 八頭郡八東町大字富枝17
" 山 根 隆 信 八頭郡八東町大字富枝127
" 森 田 一 夫 八頭郡八東町大字中292
" 坂 本 泉 八頭郡八東町大字中286
" 藤 田 好 弘 八頭郡八東町大字中71 - 2
" 山 根 正 一 八頭郡八東町大字用呂904
" 大 平 安 雄 八頭郡八東町大字用呂1049
" 大 平 実 八頭郡八東町大字用呂422
" 宮 城 優 八頭郡八東町大字用呂1261
" 川 尻 晋 八頭郡八東町大字志谷661
" 植 田 重 政 八頭郡八東町大字志谷780
" 山 根 隆 司 八頭郡八東町大字志谷743
監事 山 根 嘉 久 八頭郡八東町大字中277
" 徳 田 幸 親 八頭郡八東町大字用呂1253
" 藤 田 福 男 八頭郡八東町大字中109
平成14年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 村 瀬 秀 治 米子市二本木564
" 小 原 晋 輔 米子市赤井手393
" 門 田 之 實 米子市下新印262
" 山 住 忠 孝 米子市浦津305 - 1
" 加 藤 喜 一 米子市尾高1689
" 深 田 幾三郎 米子市古豊千169
" 今 川 正 也 西伯郡日吉津村大字富吉1020
" 林 順 一 西伯郡日吉津村大字日吉津654
" 今 田 薰 米子市吉岡80
" 杉 谷 忠 美 米子市河岡863 - 1
" 勝 部 浩 西伯郡岸本町遠藤11
" 塚 田 早 苗 米子市東八幡119 - 1
" 奥 田 昭 一 米子市上新印300
" 石 原 芳 明 西伯郡日吉津村大字日吉津323
" 小 林 二 郎 西伯郡淀江町大字佐陀571
" 後 藤 俊 治 西伯郡岸本町吉長363
" 小 森 茂 春 米子市一部18
" 塚 田 義 治 米子市今在家277
監事 妹 尾 義 孝 米子市二本木281
" 進 幹 弘 西伯郡淀江町大字佐陀148
" 山 崎 久 則 米子市古豊千866

平成14年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 村 瀬 秀 治 米子市二本木564
" 勝 部 浩 西伯郡岸本町遠藤11
" 塚 田 義 治 米子市今在家277
" 後 藤 俊 治 西伯郡岸本町吉長363
" 小 森 茂 春 米子市一部18
" 小 山 貞 彦 米子市浦津245
" 林 順 一 西伯郡日吉津村大字日吉津654
" 奥 田 益 己 西伯郡日吉津村大字日吉津889 - 6
" 田 辺 雄 一 米子市古豊千606
" 戸 田 一 郎 米子市尾高1074
" 山 本 清 次 米子市下新印80
" 松 永 彖 雄 米子市二本木1159
" 大 谷 正 明 米子市河岡678
" 塚 田 早 苗 米子市東八幡119 - 1
" 小 山 博 西伯郡日吉津村大字富吉1083
" 北 嶋 實 米子市熊党179 - 2

” 山 崎 久 則 米子市古豊千866
” 石 原 貞 男 米子市上新印12
監 事 妹 尾 義 孝 米子市二本木281
” 石 原 眞 米子市赤井手209 - 3
” 藤 山 陽 西伯郡日吉津村大字日吉津1512 - 2
平成14年4月5日就任 任期4年

鳥取県告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年4月8日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 日野郡溝口町（直轄上流端）から鳥取県米子市（日野川河口）まで
（左岸 日野郡溝口町荘字土手ノ内29 - 7地先から海まで
右岸 日野郡溝口町宮原字宮ノ内ミ226 - 8地先から海まで）

鳥取県告示第260号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年4月19日

鳥取県知事片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成13年5月30日 鳥取県指令都計3 - 3第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡淀江町大字淀江字荘境及び字ソリ田並びに同町大字福岡字寺田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡淀江町大字西原1129 - 1
淀江町土地開発公社 理事長 田口勝蔵

鳥取県告示第261号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年4月19日

鳥取県知事片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号

平成14年1月28日 鳥取県指令米土維13第2号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字淀江字荘境並びに同町大字福岡字寺田及び字壱町田

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町大字西原1129 - 1

淀江町土地開発公社 理事長 田口勝蔵

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況 (件)

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	処理中
公文書開示請求	84	37	45	0	0	7	0
任意的開示の申出	7	3	4	0	0	0	0
合 計	91	40	49	0	0	7	0

注 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳 (件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計	
知事（知事部局）	防災監	0	0	0
	総務部	23	2	25
	企画部	1	1	2
	福祉保健部	24	1	25
	生活環境部	4	0	4
	商工労働部	0	0	0
	農林水産部	6	2	8
	土木部	17	1	18
	出納局	0	0	0
	小 計	75	7	82
知事（企業局）	0	0	0	
病院事業管理者	3	0	3	
教育委員会	8	0	8	
選挙管理委員会	0	0	0	

人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0
収用委員会	1	0	1
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	84	7	91

注 公文書開示請求の合計欄の数と実施機関のそれぞれの件数の合計が異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合計
(1) 県の区域内に住所を有する者	63	0	63
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	0	0	0
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	21	0	21
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	0	0	0
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	7	7
合 計	84	7	91

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況								
		鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
		諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
今年度	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
繰越し	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0

注 繰越しは、前年度以前に受けた異議申立てのうち、平成13年度において鳥取県情報公開審議会で審議したものをいう。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県庁舎及び鳥取県庁東町分庁舎清掃業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落 札 金 額 119,700,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年1月25日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契 約 事 務 担 当 部 局 鳥取県総務部管財課
の 名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県東部総合事務所清掃業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落 札 金 額 28,035,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年1月25日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契 約 事 務 担 当 部 局 鳥取県東部県税事務所
の 名 称 及 び 所 在 地 鳥取市立川町六丁目176

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県東部総合事務所施設総合保守管理業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年3月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217
- 5 落 札 金 額 54,180,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年1月29日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契 約 事 務 担 当 部 局 鳥取県東部県税事務所
の 名 称 及 び 所 在 地 鳥取市立川町六丁目176

公募型指名競争入札を行なうので、次のとおり公告する。

平成14年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋上部工9工区）
- (2) 工事場所 鳥取市古海及び行徳
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道鳥取港線の千代橋床版工事を行うものである。

- (4) 工事の規模及び構造等

延 長：L = 358.0m
幅 員：W = 6.5 (18.80 ~ 23.06) m
床 版 工：L = 280.8m
橋梁付属物工：一式

- (5) 工 期 平成14年5月から平成15年1月30日まで
- (6) 予定価格 251,912,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- ウ 平成14年4月19日（金）から同月30日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。

ウ 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している床版工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したのものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 本件工事の現地での施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年4月19日（金）から同月30日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年4月19日（金）から同月30日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）

米子市糀町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内契約の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。